



市民活動等への補助制度のご案内



～市民が主役のまちづくり! あなたの力で、さらに輝く下野市!～

「市民が主役のまちづくり」を推進するため、市民団体が自主的に取り組む市民活動等の事業を2種類の補助制度で支援します。あなたも補助制度を活用して、まちづくりのために動き出してみませんか?

補助金その① 下野市市民活動補助事業

▼補助の対象となる事業

市内で実施され、地域のため、社会のために行う活動(例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動など)に関する事業であり、新たにスタートするものが対象となります。

▼補助が受けられる団体

左記の要件に全て該当する団体

(1) 公益活動を目的とする団体等であること

(2) 市内で活動実績がある市民活動団体等であること(今後において活動を予定する場合を含む。)

(3) 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある市民活動団体等であること

▼補助事業の種類

補助事業は、申請1年目は「新規スタート補助」、申請2年目以降は「継続ステップアップ補助」と分けられています(詳細は下記の「表・補助区分・要件」のとおり)。

新たに平成27年度に申請する場合は、「新規スタート補助」となります。

▼具体的な事例・説明を

受けた方は…

左記の日程で、平成26年補助対象

事業の実績報告会と平成27年度の募集説明会を開催しますので、ご参加ください(事前申込不要)。

日時…3月14日(土)

実績報告会 午前9時～
募集説明会 午前11時～(※)

※開始時間は、当日の状況により前後します。

場所…ゆうゆう館 会議室

表：補助区分・要件

補助区分	新規スタート補助		継続ステップアップ補助	
	トライコース	スタートコース	2～3年目	4～5年目
補助率	10分の10	4分の3	4分の3	2分の1
補助上限	5万円	10万円	30万円	30万円
交付回数	どちらかを選択、1事業につき1回限り		1事業につき4回まで	
申請条件	①市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業 ②原則として市内で実施される事業 ③事業の財源として、市や市の外郭団体等から他の補助金等を受けていない、または受ける予定がないこと		①新規スタート補助事業の要件に該当し、同事業の実績があること ②新規スタート補助事業の開始年度から起算して5年以内のものであって、補助事業としての継続性が認められ、継続を予定していること	

補助金その② 下野市制施行10周年記念市民提案事業

▼補助の対象となる事業

平成28年1月10日に市制施行10周年を迎えるにあたり、下野市の魅力を効果的に発信する取組や郷土への愛着心を高められる取組で、市民団体が主体となつて、平成27年4月から平成28年3月までに実施する事業が対象となります。

▼補助が受けられる団体

左記のどちらかの要件に該当する団体

(1) 活動拠点が市内にあり、構成員の過半数が市内に在住、在勤または在学している団体

(2) 市内に事務所または事業所を有する企業

▼補助を受けられる金額

実支出額のうち補助対象経費の合計額。ただし、1事業につき30万円を上限とします。

【その①・その②共通項目】申請・選考方法

申請に必要な書類をそろえて、3月2日(月)～31日(火)に総合政策課の窓口へ直接提出してください。(メール・郵送・ファックス等は不可) ※提出書類の様式等は、総合政策課窓口、または市ホームページで取得できます。申請団体は、選考会で事業内容をプレゼンテーションしていただきます。選考委員が公益性や効果・成果等を審査し、適当であると認められた事業に対し、補助金を交付します。

選考会日時…4月18日(土) 午前9時～

場所…ゆうゆう館 会議室

※市の予算措置がされない場合は、補助できないことがあります。

■問い合わせ先

総合政策課(国分寺庁舎2階) ☎(40)55550